

【件名】

児童館の運営及び整備に係る展開について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

1 背景

子どもと子育て家庭を取り巻く現状として、孤独・孤立への不安や児童虐待、不登校、いじめ、貧困など様々な課題が複雑かつ複合化しているとともに、共働き世帯の増加による学童クラブ需要が年々増加傾向にあることから、早急かつ重点的に多様な居場所づくりに取り組むことが求められている。

また、児童館を取り巻く国等の動向として、令和5年4月に発足したこども家庭庁において、すべての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高めていくことなどが重要であることから、子ども・若者の居場所づくりを強力に推進することとしている。児童館については、令和5年3月に放課後児童対策に関する専門委員会・児童館のあり方に関する検討ワーキンググループの審議結果が取りまとめられ、その中でこれまでの児童館の機能・役割に加え、中高生世代への支援、虐待・貧困などの福祉的課題への対応等の社会情勢の変化に合わせた機能・役割の強化・見直しが必要であること、児童館が果たすべき基本的機能・役割と発展的な機能・役割を整理し、種別を「基本型」、「機能強化型」など類型を再編することが課題であることなど、今後の児童館のあり方が示されたところである。

2 児童館の機能強化に係る考え方

子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所である児童館（「ふれあいの家」を含む。）について、現在の18館のうち一部を、乳幼児親子事業を主とした施設などに転用し機能強化を図ることとしてきた。

これまでの区議会での議論や区民の意見等を踏まえ、児童館条例等に基づく施設の位置づけを継続し、0歳から18歳（保護者含む）までを対象とした児童厚生施設として、これまで児童館が果たしてきた機能と役割を基礎とした上で、これまで示してきたソーシャルワーク機能（地域の見守り・ネットワーク・相談支援）や乳幼児機能、中高生機能等を強化していく。

（1）基幹型

- 福祉的課題に対応するため、ソーシャルワーク機能を強化した運営を行う。このため、区の職員による運営（直営）とし、福祉職を配置する。

- 地域連携の促進、地域の子ども施設の巡回・支援などを行う。
- 開館日時、ロビー機能等を拡充するなど、子どもの居場所・遊び場機能を充実させる。

(2) 乳幼児機能強化型

- 乳幼児親子向けの講座・イベントや子育て支援情報の提供、相談・助言等の乳幼児親子事業を強化した運営を行う。
- 民間事業者による運営（委託）とし、乳幼児親子事業等のノウハウ等を持つ事業者に委託する。
- 学童クラブ需要の増加に対応するため、暫定的に学童クラブを運営していく。また、施設の状況に応じて外遊び事業のニーズに対応していく。

(3) 中高生機能強化型

- 中高生世代向けの軽運動、音楽活動、談話スペースの充実や中高生支援情報の提供などの中高生世代向け事業を強化した運営を行う。
- 民間事業者による運営（委託）とし、中高生世代向け事業等のノウハウ等を持つ事業者に委託する。

3 検討の方向性

児童館の機能強化等を円滑に進めるとともに、計画的な施設更新を実現するため、(仮称)児童館運営・整備推進計画(以下「計画」という。)を策定し、計画に基づく児童館に関する施策を進めていく。

なお、計画の策定過程及び児童館に関する施策を進めていくに当たっては、子どもを含む区民から意見を聴取し、その反映に努めていく。

4 今後のスケジュール(予定)

令和5年10月	計画(素案)の決定 意見交換会の実施
// 12月	計画(案)の決定 パブリック・コメント手続の実施
令和6年 3月	計画策定